

第5章 事業計画

1. 全体整備スケジュール(案)

本事業全体のスケジュールは下表のとおりであるが、今後、事業実施に関する課題や関係法令などの整理、事業期間や事業主体などに関する検討を継続し、スケジュールを調整する。

全体整備スケジュール(案)		調整期間										事業期間	
		実施主体	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度			
(1)ジョン万次郎上陸之地ゾーン													
①ジョン万次郎上陸之地に記念碑の建立	市												
(2)自然、歴史、平和学習集約ゾーン													
①大度園地の拡充整備	県または市												
②自然・歴史・平和の学習資料館の整備	県または市												
③大度園地へのアクセス道路の整備	県または市												
(3)米須砂丘環境保全ゾーン													
①ウミガメの浜の整備	県または市												
②平和の海づくり	市または 民間業者												
③保安林機能の強化・拡充	県または市												
(4)マリンアクティビティゾーン													
①駐車場、トイレ・シャワー施設の整備	県または市												
(5)平和創造の森ゾーン													
①平和創造の森公園の利用促進など	県・市												

※上記の調整期間において、関係法令や事業化への課題などの整理、事業手法や実施主体などの検討を継続して行い決定するものとする。

※上記の調整期間において、関係法令や事業化への課題などの整理、事業手法や実施主体などの検討を継続して行い決定するものとする。

2. 施設整備に関する課題

1) (仮称)糸満市文化・平和・観光振興センターを核とした体系的な観光の実現

- ・ 糸満市では現在、観光振興を図るため、「(仮称)糸満市文化・平和・観光振興センター」の整備を進めており、情報提供・発信や同施設を起点とする糸満市地域観光の拠点化の検討が進められている。このため、適切な各歴史資源の情報提供を行い、体系的に周遊観光が実施できるよう、同センターを生かした活用を検討する。

2) 関係機関などとの調整

- ・ 計画対象地は、「沖縄戦跡国定公園 大度園地」となっており、現在、土地所有および施設管理は糸満市が担い、施設整備および施設の所有者は沖縄県となっている。
- ・ このため、施設整備にあたっては、施設の所有者である沖縄県と調整を行いつつ、整備の可否や事業手法などの調整を図った上で進める必要がある。
- ・ また、背後地には本島南部土地改良区地下ダムの管理道路が近接しており、周辺整備に対しては組合など関係者との調整が必要である。

3) 施設内容の検討

- ・ 計画は、事業の理念や目標像を示すなど今後取り組まれる計画や設計、工事などの各段階で念頭に置くべき指針を示すものであり、詳細な機能や施設内容、意匠および仕様などは整備の各段階で定めるべき内容を検討していくことが必要である。
- ・ 計画においては、糸満市に存在する歴史資源の概要を把握するとともに、その活用の可能性を示すことにより、今後は整備の意義、必要性、需要見込みおよび運営コストなどを考慮して、施設内容や看板など案内デザインを検討していくことが必要である。

4) 管理・運営体制の検討

- ・ 施設を整備した場合、施設の安全性を確保し、美観を保つためには管理が必要であり、施設内容や規模によって必要な労力および費用は異なってくるため、施設内容を検討するためには、管理方針を定め、現実的に維持管理が可能な施設を整備することが必要であり、事前に管理・運営体制の構築を想定することが必要である。
- ・ 公共施設の管理運営は、主に自治体直営による運営や民間に管理を委ねる指定管理者制度導入などを採用することが可能である。施設の活用を図るためには、活動プログラムの充実が必要であり地域との連携が効果的であることから、近隣の「米須村丸ごと生活博物館（地域全体を建物のない博物館に見立て、区民たちが地域の生活や文化、自然などを訪れた人に案内する取り組み）」と協力しプログラムを充実させるなど、いくつかの事業実施の可能性があると考えられる。
- ・ 今後、施設整備を具体化する段階で管理・運営体制についても検討を重ね、維持管理に無理のない施設計画とすることが必要である。